

# 新型コロナウイルス感染症 農場の対策・対応マニュアル

イノチオホールディングス株式会社  
営農支援部 営農企画課  
発行：2020年 4月 28日

このマニュアルは、以下の文書、情報を参考に作成しています。

---

農業における新型コロナウイルス感染症が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン  
農林水産省HPより

新型コロナウイルス感染症 市民向け感染予防ハンドブック

監修： 賀来満夫（東北医科薬科大学医学部特任教授・東北大学名誉教授）

作成： 東北医科薬科大学病院感染制御部

東北大学大学院医学系研究科総合感染症学分野

仙台東部地区感染対策チーム

新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）令和2年4月17日時点版

厚生労働省HPより

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

厚生労働省HPより

企業向け新型コロナウイルス対策情報 第3回 発熱者の職場復帰時期の目安

東京商工会議所HPより

| INDEX                           | 頁番号 |
|---------------------------------|-----|
| <b>新型コロナウイルス対策情報</b>            |     |
| 対策 1.                           | 3   |
| 対策 2.                           | 4   |
| 対策 2-1.                         |     |
| 対策 2-2.                         |     |
| 対策 3.                           | 5   |
| 対策 3-1.                         |     |
| 対策 3-2.                         |     |
| 対策 3-3.                         |     |
| 対策 4.                           | 7   |
| 対策 4-1.                         |     |
| 対策 4-2.                         |     |
| <b>新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合の対応</b> |     |
| 対応 1.                           | 9   |
| 対応 2.                           | 9   |
| 対応 3.                           | 9   |
| 対応 4.                           | 10  |
| 対応 5.                           | 10  |

### 新型コロナウイルス対策情報

風邪症状のある人は休む、人と人の距離を空ける、マスクの使用、こまめな手洗い、掃除の徹底、環境消毒の実施など、一般に言われている留意事項について現場に照らして考え、農場で実行可能な、より具体的な対策としてまとめました。

感染症予防には、複数の対策を組み合わせることが大切です。「できるだけ感染のリスクを下げていく」という考え方に基づいて、一つ一つの対策を確実にいきましょう。

対策1. 体調管理と入社制限

**対策 1. 体調管理と入社制限**

**揭示① [不調者は入場できません (感染症対策)]**

**ルール [風邪症状がある人は休む]**

- 1) 毎日の検温：出勤前に体温を計測して平熱であることを確認する。
- 2) 出社の制限：37.5℃未満の微熱を含む発熱がある場合は入社しない。咳、悪寒など風邪症状がある場合も入社しない。
- 3) 入社制限中の対応：自宅で休養すること。外出を控えること。体温を毎日計測し記録すること。

上長は「④体調不良にかかる処置報告書（様式1）」を使って、状況をもれなく正しく電話で聞き取り、関係部署へ報告（提出）する。

- 4) 感染の疑いがある時の対応：37.5℃以上の熱が2日以上継続するなど、気になる症状があるときは、保健所に問い合わせ、指示に従うこと。

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口（保健所等）の連絡先

施設名称：

電話番号：

開設時間：

- 5) 入社制限の解除：
  - A) 自宅療養した者：平熱に戻り、一切の風邪症状が回復してから48時間の自宅待機期間をもつこと。従って、最低でも3日間は入社しない。
  - B) 保健所または医療機関に相談した者：保健所または医師の指示、指導に従い対応すること。

※新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合の欠勤中の賃金の取り扱いについては、労使間の話し合いと協力が必要です。

厚生労働省HP 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）より

## 対策2. 手洗いの徹底と手指消毒

### 対策 2-1. 入室時の手指消毒

掲示② [入室時の手指消毒 (感染症対策)]

掲示 [SARAYA 手指消毒手順 (アルコール消毒液) PDF]

ルール [施設に入室前に手指を消毒する]

※手指用の消毒液が入手できない場合は、手洗いルールの徹底と、環境消毒の強化で対応する。

- 1) 入室時の手指消毒：農場にウイルスを持ち込まないために、施設に入場する際は、エタノールや次亜塩素酸水（電解水）等の手指用消毒液で手指を消毒する。
- 2) 消毒液：施設入り口に消毒液を置き、掲示②と [SARAYA 手指消毒手順] を貼り出す。

### 対策 2-2. 手洗いの徹底

掲示③ [農場の手洗いルール]

掲示 [SARAYA 手洗い手順 (石けん液) PDF]

ルール [液体石けんとペーパータオルを使って、こまめに、正しく、丁寧に手を洗うことを農場全体で習慣付ける]

※芳香タイプの液体石けんを使わなければならない場合は、農産物に匂い移りする可能性があることを認識し、適宜、確認しながら使用する。

- 1) 手洗い備品：手洗いは液体石けん（無香料が望ましい）、手拭きはペーパータオルとする。

固形石けん、共用の布タオルは交差汚染リスクが高く、ジェットタオルは飛沫汚染リスクが高いため、使用を禁止する。

- 2) 手洗いルールの徹底：掲示③を貼り、農場の手洗いルールを周知する。手洗い場所に [SARAYA 手洗い手順] を掲示し、丁寧な手洗いを習慣付ける。

サラヤ株式会社の手洗いポスターは  
「出来ていますか？せいけつ手洗い」サイトでダウンロード出来ます。

<https://family.saraya.com/tearai/index.html>

対策3. 3密（密閉・密集・密接）の禁止

対策3-1. マスクの着用

ルール [2メートル以内で人と接する可能性がある場合はマスクをする]

対策3-2. 換気

ルール [人が集まる部屋は、1～2時間ごとに5～10分間の換気を行う]

対策3-3. 人との距離

ルール [人との距離を2メートル保つ]

- 1) 朝礼：他の人とはお互いに手を伸ばしても届かない距離（2メートル以上）を取る。
- 2) 大切な連絡事項：朝礼の口頭伝達だけに止めず、掲示板を活用する。  
可能であれば、メールやラインでのコミュニケーションを活用する。
- 3) 新型コロナウイルス対策のための休憩室の特別なマナー：

- ① 座席は一つ飛ばしに座り、且つ、向かい合わせに座らない。

休憩室レイアウトが最善の状態となるよう、管理者はテーブルとイスを配置し直し、使わなくなったテーブル、イスを片付けること。  
休憩スペースが十分でない農場では、チームを分け、交代で休憩を取るなどの対応を取ること。

- ② 飲食中など、マスクを外している間は、会話、発声を慎む。

昼食を車内でひとりで食べると、飛沫感染のリスクが低くなります。  
食べる直前に手指消毒をすると、接触感染のリスクが低くなります。

「テレワークできない、農場の新型コロナウイルス対策」を掲示して  
本気で『出勤しても、人との接触8割減』を目指しましょう。



4) 事務所の対策：

- ① 従業員間の距離を保って飛沫感染を防ぐため、同一場所に多人数が集まることを避けるため、対面の着座を避ける、隣席との距離を空ける、一部屋当りの人数を減らすなど、デスクとイスの配置を見直す。
- ② 接触感染を防ぐため、使う席やパソコンは出来る限り個人専用とする。出来ない場合は、毎回、消毒液を使った清拭を行う。
- ③ 打合せなど、対面での面談が避けられない場合は、十分な距離を保ち、マスクを着用する。
- ④ 換気のタイミングを決め、定期的に窓を開ける。

## 対策4. 清掃と環境消毒

### 対策4-1. 毎日の場内清掃

#### ルール [清掃は、毎日、確実に実施する]

- 1) 清掃は、決められた担当者が責任を持って実施する。上長は清掃手順を指導し、清掃箇所が清潔に保たれていることを確認する。
- 2) 選果場、トイレ、水廻り（手洗いシンク・キッチン等）の清掃は、毎日、確実に実施する。
- 3) 清掃状況は「⑤日次/5S/チェックシート（文書番号R02-04）」等を活用しチェックする。

### 対策4-2. 環境消毒の実施

#### ルール [よく触れる場所、汚染源、共用で使うものを消毒する]

- 1) 環境消毒のタイミング：朝、昼、夕の3回/日（目安）
  - 朝：出勤時刻の30分後
  - 昼：休憩時刻の30分前
  - 夕：パート従業員の退勤後
- 2) 環境消毒の場所
  - ① よく手が触れる場所：ドアノブ、手すり、水栓（蛇口・レバー）、石鹼ポンプ、消毒ポンプ、スイッチ
  - ② 汚染源になりやすい場所：トイレ（便座・フタ・ペーパーホルダー）、水廻り（手洗いシンク・キッチン・洗面台）
  - ③ 共用で使うもの：テーブル、イス、ペン、タブレット端末、その他の用具
- 3) 消毒液の選択
  - ① アルコール消毒液（エタノールまたはイソプロパノール）  
入手可能であれば、スプレー式アルコール消毒液またはアルコールタイプの除菌ウェットティッシュが使いやすい。

② 次亜塩素酸水（電解水）

手指消毒、環境消毒の両方に使用可能。但し、保管方法、使用期限に注意すること。紫外線や有機物との接触で殺菌力を失うため、容器の移し替えは禁止です。

③ 次亜塩素酸ナトリウム液

塩素系漂白剤を濃度0.05%に薄めて作る。

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方（例）：

花王 ハイター：水 1 Lに25ml（商品付属のキャップ1杯）

カネヨ ブリーチ：水 1 Lに10ml（商品付属のキャップ1/2杯）

ミツエイ ブリーチ：水 1 Lに10ml（商品付属のキャップ1/2杯）

使用にあたっては、商品パッケージやHPの説明を確認すること。

次亜塩素酸ナトリウム液の使い方

次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）を布にしっかり含ませ、絞って、消毒したい箇所を拭き取る。

1分程度待った後、腐食の恐れのある金属は、よく水拭きする。

次亜塩素酸ナトリウム液の使用上の注意点：

他の薬品と混ぜない。混ぜるな危険！

使用中は換気する。

揮発しやすいため、作り置きをしない。

使用の際は、家事用ゴム手袋を着用する。

金属の変色、腐食に注意！

使用後の排水を浄化槽に入れない。

捨てる時は、日の当たる砕石敷きの場所等に散布する。



## 新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合の対応

---

### 対応1. 陽性者に対する不利益な取り扱いの禁止、差別の禁止

---

本人や家族が新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明しても、不利益な取扱いは受けないこと、また、差別的な取り扱いを禁止することを全員に周知すること。

### 対応2. 報連相

---

#### 1) 関係者への速やかな周知

本人が陽性と判明した場合、濃厚接触者とみなされた場合、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、電話、メール等により速やかに農場管理者に報告すること。

農場管理者は、クラスター長とHD人事課へ直ちに報告すること。

#### 2) 保健所への報告

保健所に報告し、保健所の調査に協力し、対応について指導を受ける。

#### 3) 顧客への連絡

顧客に対し、事実を簡潔に伝達する。キャンセル等、顧客より明確な要求があった場合は、これに従う。

### 対応3. 事前準備

---

#### 1) 新型コロナウイルス感染症対応の結成

予め、農場管理者を中心とした「新型コロナウイルス感染症対応チーム」を組織し、情報伝達の範囲を定めた連絡表を作成しておくこと。

#### 2) 場内消毒備品

場内消毒のための備品を予め購入し準備しておくこと。

① 防護具：防護メガネ・ゴム手袋・マスク

② 消毒用具：バケツ・雑巾・次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）

#### 対応4. 生産施設・出荷施設の消毒

---

- 1) 次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%以上）消毒の実施  
当日の所定の場内清掃工程を完了した後に、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%以上）を使った拭き取り消毒を実施する。
  
- 2) 消毒の範囲  
農場内の手の触れる可能性のある場所を清拭消毒の範囲とする。
  - ① 休憩室・更衣室等の共用の場所：下駄箱、ドアノブ、手すり、水栓（蛇口・レバー）、石鹼ポンプ、消毒ポンプ、スイッチ、テーブル、イス、ベンチなど
  - ② 事務所：PC、マウス、タブレット端末、コピー機、シュレッダー、ホワイトボード、ラミネーター、パンチ、定規等の文具類
  - ③ 圃場：設備スイッチ・操作盤、道具類（ハサミ・ナイフ）、台車ハンドル、コンテナなど
  - ④ 選果場：設備スイッチ・操作盤、選別機、手すり、コンベア、梱包機、秤など
  - ⑤ 汚染源：トイレ、水廻り、清掃道具など
  - ⑥ 車両：社用車、リフト、台車など

|   |
|---|
| 清拭消毒を開始する前に、場所毎の消毒対象用具の一覧を作成すること。<br>汚れのひどい用具類は、消毒前に洗浄すること。 |
|---|

#### 対応5. 業務の再開

---

- 1) 消毒実施の確認  
新型コロナウイルス感染症対応チームは、生産施設、出荷施設および関連する用具類が正しく消毒されたことを注意深く点検し、業務再開に問題ないことを確認し、農場管理者と経営者に報告する。
  
- 2) 業務再開の決定  
農場管理者または経営者は、保健所、顧客、必要に応じて市町村等の関係機関に相談し、業務の再開を判断する。